

「年金情報」

第 1 号
2024.8.5

=若者も高齢者も安心・信頼の年金制度の確立をめざして=

大阪年金者組合年金問題対策部

7月3日に「2024 年年金財政検証」が公表されました。内容は、引き続きマクロ経済スライドを活用して年金引き下げを継続するもので、経済成長が過去 30 年と同様に推移するケースでは、基礎年金は 2057 年には約 2 割の削減となっています。その財政検証を受けて厚労省は 7 月 30 日に社会保障制度審議会年金部会に、来年の通常国会に提出する公的年金制度の改定法案に盛り込む課題について示しました。

その改定課題の一つが「遺族厚生年金の見直し」です。厚労省が進める遺族年金の見直し案は次のとおりです。



◆現在の遺族厚生年金の主な内容（見直し対象）

◎遺族厚生年金は死亡した人に生計を維持されていた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い人が受け取ることができます。

- ①子のある配偶者、②子（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある人、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある人。）、③子のない配偶者、④父母
- ⑤孫（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある人、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある人。）、⑥祖父母

◎子のない 30 歳未満の妻は、5 年間のみ受給できます。

◎子のない夫は、55 歳以上である人に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります

◎年金額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の 4 分の 3 の額となります。

◎中高齢寡婦加算⇒妻が受ける遺族厚生年金は、40 歳から 65 歳になるまでの間に 612,000 円が加算されます（遺族基礎年金受給中はのぞく）

■厚労省が検討している内容（見直し案）



◎ 20 代～ 50 代の子どものない妻の遺族年金は 5 年間のみ受給とする。ただし、20 年の経過措置を設けて有期給付の対象年齢を段階的に引き上げる。

◎ 20 代～ 50 代の子どもがいる妻、高齢期の受給やすでに受給している人については現行制度を維持する。

◎ 夫の遺族年金は妻の対象見直しに合わせて給付対象となる年齢を拡大する。

◎ 遺族厚生年金額は死亡者の老齢厚生年金額の 3 / 4 ですが有期給付加算制度を設けて年金額を高くする。

◎中高齢寡婦加算については激変緩和のための経過措置を設けて段階的に廃止する。これに関連して、国民年金の寡婦年金（国民年金の老齢受給権のある夫が死亡したときに、妻が 60 ～ 65 歳の間に受給する）については段階的に廃止する。

■厚生年金の死亡時分割制度（仮称）の創設

◎配偶者の婚姻期間中の厚生年金期間にかかる標準報酬等を分割する制度を設ける。分割を受けた配偶者の将来の老齢厚生年金の金額が増える。

◎生計維持要件の収入要件（850 万円未満）の廃止を検討する

年金積立金の残高（2024 年 3 月）

総額：255兆5,650億円

国民年金：12兆5,173億円

厚生年金：243兆478億円